

おまとめローン会員規約〔商品条項〕

第1条（会員番号）

1. 当社は、会員に会員番号（以下「会員番号」といいます。）を通知します。
2. 会員は、会員番号を本規約に基づく取引に使用することができます。
3. 会員は、会員番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。なお、会員番号が、会員の故意または過失により他人に知られたことで生じた損害は、会員の負担となります。

第2条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で基本契約の成立後に当社からの振込みによる方法で行われ、それ以降の融資は行わないものとします。
なお、当社からの振込みによる方法は、当社の選択により、会員が指定した会員名義の金融機関口座または会員があらかじめ返済対象として申告した債務の返済にかかる金融機関口座（以下「債務返済口座」といい、会員名義の金融機関口座と総称して「会員指定口座」といいます。）とします。
2. 会員は、当社と提携している銀行等のCDまたはATMからの借入れを行うことはできません。
3. 当社が第1項なお書きの会員名義の金融機関口座への振込みによる方法により融資を行う場合で、当社が求めたときは、会員は当社に対し、融資契約後当社所定の期間内に、会員があらかじめ返済対象として申告した債務にかかる返済を証する書面を提出するものとします。
4. 当社は、利用可能枠の範囲内における会員の希望した借入金額の借入れ（当社による第1項の振込み）が全て完了した時点で、法令で定められた要件を満たすために、毎月返済額、返済回数および借入利率その他の返済条件を必要な範囲で変更できるものとします。
5. 当社が複数の債務返済口座への振込みによる方法により融資を行うに際し、会員から債務返済口座の申告を受けられない、または申告の内容に誤りがあるなどの理由により、当社所定の期間内に、当社による第1項の振込みの全部が完了できなかった場合は、既に振込みが完了した部分（一部の債務返済口座へ着金した金額）についてのみ融資契約が有効なものとし、当社は振込みが完了した融資額（借入金額）に応じて毎月返済額、返済回数および借入利率その他の返済条件を必要な範囲で変更できるものとします。

第3条（融資日）

本規約に基づく融資日は、会員指定口座に着金した日とします。

第4条（借入利率）

借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に通知するものとします。

第5条（返済方法）

1. 返済方法は、原則として、会員の指定する会員個人名義の金融機関口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）とします。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する金融機関口座への振込返済となる場合があります。
なお、次の各号の返済方式でも返済できるものとします。
 - (1)日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用したインターネットバンキングにより返済する方法（以下「インターネット返済」といいます。）。
 - (2)当社指定のATMを利用して返済する方法（以下「ATM返済」といいます。）。なお、ATM返済を利用する会員であってもあらかじめ個人名義の金融機関口座を当社に届け出るものとします。
2. 当社が会員に対して返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続きを行うものとします。
3. 自振返済を選択した会員は、次の各号のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うものとします。
 - (1)インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が要請した場合は、会員は直ちに再手続きに応じるものとします。
 - (2)金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

第6条（返済方式と毎月返済額）

返済方式は、元利込定額リボルビング返済方式とします。毎月返済額は、当社が相当と認める金額以上を支払うものとします。なお、毎月の返済の他に、会員が希望し、当社が相当と認めた範囲内でボーナス加算返済（年2回同額）を併用することもできます。

第7条（約定返済と繰上返済）

1. 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から会員が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとし、ボーナス加算返済も同様とします。なお、原則として約定返済日は変更できないものとします。
2. 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。なお、インターネット返済の会員についても同様とします。
3. 約定返済は、約定返済日の7営業日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。
4. 前項にかかわらず、会員は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができ

ます。

5. 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は、約定返済日の入金があったものとみなします。
6. 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
7. 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

第8条（返済金の充当順位）

1. 約定返済金の充当順位は、(1)費用または手数料、(2)未収利息、(3)遅延損害金、(4)経過利息（通常利息）、(5)元金の順とします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。